

沖縄県個人情報保護審査会答申第 118 号 概要

①件名	特定日に私に対して行った説明の処理結果に関する文書に係る保有個人情報開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	令和 6 年 6 月 4 日（受理：令和 6 年 6 月 5 日）
③実施機関	沖縄県知事（生活福祉部保護・援護課）
④決定年月日	令和 6 年 7 月 19 日（生保第 380 号）
⑤決定内容	保有個人情報開示決定
⑥決定理由	審査請求人が求めている、特定日に審査請求人に対して行った説明（以下「本件説明」という。）の内容が記載された文書として、「苦情に関する調査実施についての回答とその決裁にかかる資料」を特定し、開示決定を行った。 実施機関は特定日に審査請求人に対して、事前に決裁された県の考え方（回答案）に沿って説明を行った。本件説明は当該回答案の範囲であったことから、上司への報告は口頭で行い、本件説明そのものの報告書は作成していない。 特定文書には、審査請求人に対して説明する県の考え方（回答案）を記載した資料のみならず、決裁時の説明に必要である根拠資料が添付されており、これまでに審査請求人へ送付した文書や審査請求人から送付を受けた文書が大部分を占めていたため、全体で 112 枚となったものである。
⑦審査請求年月日	令和 6 年 8 月 5 日（受理：令和 6 年 8 月 13 日）
⑧審査請求の趣旨	本件説明について、実施機関の職員が上司へ報告した内容の文書の開示を求める。
⑨審査請求理由要旨	本件開示請求書は本件説明の報告書について開示を求めたものであって、特定文書は開示を求めた内容と全く異なるものである。 本件開示決定通知書によれば、審査請求人が実施機関へ提出した文書を開示するという内容に加えて、開示に要する 112 枚のコピー代金まで負担させるというのは嫌がらせであり、開示を求めている文書は精々 1 枚か 2 枚程度だと思う。
⑩諮問年月日	令和 6 年 10 月 16 日（沖縄県諮問生第 7 号）
⑪答申年月日	令和 7 年 7 月 22 日
⑫答申内容	○審査会の結論 沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が、令和 6 年 7 月 19 日付け生保第 380 号によって特定した保有個人情報は、審査請求人が求める保有個人情報ではなく、不存在による保有個人情報不開示決定が妥当である。

○審査会の判断理由（概要）

審査会は特定文書を見分し、審査請求人及び実施機関の主張を検討した結果、次のとおり判断した。

審査会は実施機関に対して、あらためて本件開示請求の対象となる文書（以下「本件請求文書」という。）の保有の有無を確認したところ、実施機関から、本件請求文書は作成しておらず、保有もしていない、本件説明に関する報告は全て口頭で行っており、報告メールといったものも存在しない、との説明があった。

また、本件請求文書の作成・保有について、開示決定の段階では審査請求人に説明しておらず、弁明書に記載していることから、本件請求文書が不存在であることは、弁明書以外では審査請求人に伝えていない、とのことであった。

本件請求文書を作成・保有していないとする実施機関の説明に不合理、不自然な点があるとまではいえず、これを否定するに足る事情も存しないことから、本件請求文書は不存在であると認められる。

上記説明のとおり、本件請求文書を作成・保有していないのであれば、本件文書は審査請求人に開示されるべき保有個人情報ではなく、実施機関の本件処分は適切ではないため、不存在による保有個人情報不開示決定が妥当である。